

地区公共施設建設等補助金・コミュニティ助成事業助成金（一般コミュニティ助成事業・コミュニティセンター助成事業） 比較表

	地区公共施設建設等補助金【加東市】						コミュニティ助成事業助成金【（一財）自治総合センター】	
補助事業	地区公民館			地区公民館又は 地区公共広場の遊具等	地区公共広場		一般コミュニティ助成事業	コミュニティセンター助成事業
	(1)新築	(2)購入	(3)大規模修繕等	(4)修繕等	(5)広場の整備	(6)遊具等の設置と併せて行う広場の整備		
	新たに建物を建築、又は全部を建て替える場合。	既存の建物を地区公民館として使用することを目的として購入すること。	建築基準法第2条第14号に規定する大規模の修繕又は第15条に規定する大規模の模様替をいい、増築及び改築（全部を建て替える場合を除く）を含む。	大規模修繕以外の修繕、改修又は整備であって、それに要する費用が100万円以上であるもの。 ※（例）エアコンの購入、屋根の葺き替え、外壁修繕、バリアフリー化工事、照明のLED化 【NEW】埋込以外のエアコン、遊具の整備も対象	造成を伴うものに限る。	造成に伴い、遊具等の設置を併せて行う場合に限る。	コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備であって、それに要する費用が100万円以上であるもの。 ※（過去の事例）エアコン（埋込以外）、子ども神輿、テント、会議用折りたたみ机・椅子、公園の遊具等	集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設及びその施設に必要な備品の整備。
補助上限	500万円	300万円	200万円	100万円	150万円	200万円	250万円	2,000万円
補助率	補助対象事業費の30%以内						対象経費の100%	対象経費の60%
対象団体	地区・自治会						地区・自治会、まちづくり協議会等	地区・自治会（認可地縁団体に限る）
事業の実施期間	令和9年4月～令和10年3月						令和9年4月～令和10年1月頃	
特記事項	本補助金を受けた ・(1)から30年が経過していること。 ・(2)から20年が経過していること。 ・(3)～(6)から10年が経過していること。			本補助金を受けた(1)～(6)から10年が経過していること。			助成金は、10万円単位（10万円未満切り捨て）となる。	
手続きの流れ	1. 補助金要望【期限：9月30日（水）】 ★提出書類 令和9年度中に、(1)新築、(2)購入、(3)大規模修繕、(4)修繕等、(5)広場の整備、(6)遊具等の設置と併せて行う広場の整備の場合 ：様式1「令和9年度地区公共施設建設等補助金 要望書」、②見積書、③現況写真 新築及び購入を3年以内（令和10年度以降）に予定されている場合 ：様式2「地区公共施設建設等補助金（新築又は購入）実施計画書」 2. 採択結果通知【R9.3月末頃】 3. 交付申請【R9.4.1～】⇒交付決定 4. 工事完了【～R10.3.31】 5. 実績報告⇒補助金額確定⇒補助金交付						1. 事前相談【期限：9月11日（金）】 対象の可否について確認しますので、 <u>必ず書類作成前に人権協働課まで申請内容についてご相談ください。</u> （一財）自治総合センターに問い合わせが必要な場合、対象可否の確認に時間を要するため、 <u>可能な限りお早めにご相談ください。</u> （窓口・電話・メール可） 2. 事前申請【期限：9月18日（金）】 ★提出書類 ①別紙「令和9年度コミュニティ助成事業 事前申請書」、②規約、 ③令和8年度事業計画、④令和8年度予算書、⑤見積書、 ⑥購入備品のカタログ、⑦土地登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、⑧公図 ※備品を整備する場合：①～⑥／土地を要する場合：①～⑧ 3. 採択結果通知【R9.3月末頃】 4. 採択された場合⇒交付申請【R9.4.1～】⇒交付決定 5. 工事完了【～R10.1月頃】 6. 実績報告⇒助成金額確定⇒助成金交付	
その他	耐震化に係る耐震診断や耐震工事を予定されている場合は、「加東市安全安心のまちづくり活動補助金（防災課所管）」との併用が可能な場合があります。						他にも、自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する「地域防災組織育成助成事業（自主防災組織育成助成事業）」（30万円～200万円）等、主に地区・自治会が対象となる補助金がありますので、お気軽にご相談ください。	

【共通事項】	
補助対象経費	事業費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が国及び県等からの補助金の交付を受ける場合は、事業費総額からその補助金額を控除した額以内とする。
留意事項	・報告がない場合、 令和9年度途中での対応は不可 。交付申請し、必ず市の交付決定を受けたうえで、工事に着工すること。また、交付決定を待たずに着工した場合は補助を受けることができません。 ・予算に限りがあるため、報告があった全ての地区の補助金が確約されるものではありません。